

# 茨城県防衛協会 会 則

## 第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、茨城県防衛協会と称し事務所を水戸市桜川2丁目2番35号に置く。

(目 的)

第2条 本会は、日本の独立を強化し、平和な発展を維持するため茨城県民の心に独立国家として自ら衛ことの重要性を訴えてこれを普及昂揚し、併せて明るく健康な県民生活を樹立することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 防衛に関する意識を昂揚する事業
  - (1) 講演会、研究会、座談会等の開催
  - (2) 機関紙、パンフレット等の発行
  - (3) 演奏会、展覧会等の開催
  - (4) 基地及び部隊等の見学
2. 青少年指導に協力する事業
3. 自衛隊に協力する事業
  - (1) 隊員の激励及び慰問（災害派遣時、部外工事時、部隊訪問時等）
  - (2) 退職隊員の就職援助
  - (3) 殉職隊員の弔問及び遺族の就職援助
4. 自衛隊協力団体との連絡提携
5. 会員相互の親睦を図る事業
6. その他本会の目的達成に必要な事業

## 第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

1. 正会員  
本会の趣旨に賛同する法人、個人及び団体
2. 賛助会員  
本会の趣旨に賛同する市町村またはこれに準ずる公共団体

(会 費)

第5条 会費の1口の金額は次のとおりとする。

1. 正会員
  - (1) 法人、団体 年額6,000円以上
  - (2) 個人 年額2,500円以上
2. 賛助会員 年額6,000円以上

### 第3章 役 員

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 5人以内
- (3) 理事 40人以内(内1人を常務理事とする)
- (4) 監事 3人

役員は、総会において選任する。

(職 務)

第7条 会長は会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事は重要な会務の審議にあたり、事務局長たる理事は会の常務を執行する。
4. 監事は、会計及び事業を監査する。

(任 期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

### 第4章 顧 問 及 び 相 談 役

(顧問及び相談役)

第9条 本会に顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、本会の事業遂行に関する重要事項につき諮問に応ずる。
3. 顧問及び相談役は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
4. 顧問及び相談役任期は2年とする。

## 第5章 事務局

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局には事務局長1名を置く。
3. 事務局長は常務理事をもってあてる。
4. 事務局長は事務局を統括する。

(事務局に関して必要な事項)

第11条 前条のほか事務局に関して必要な事項は別に定める。

## 第6章 会議

(会議)

第12条 会議は、総会及び理事会とし、総会は定期総会と臨時総会とする。

2. 理事会は必要に応じて随時これを開く。
3. 会議の招集は、会長が行う。

(会議の構成)

第13条 総会は会員をもって構成する。

2. 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。  
監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第14条 総会において事業計画及び予算の決定、事業報告及び決算の承認の他重要事項について審議する。

2. 理事会においては、総会において議決された事項の執行に関する事項、総会に付議すべき事項、その他会務の執行に関する重要事項について審議する。

(議長)

第15条 総会及び理事会の議長は会長がこれにあたる。

(決議)

第16条 会議の議事は出席者の過半数をもって決する。

## 第7章 会則

(会計)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収 入)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会費の徴収)

第19条 会費は、毎年4月及び10月の二期に徴収する。

## 第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更及び解散)

第20条 会則の変更及び解散は総会の議決による。

## 第9章 付 則

(実施の時期)

第21条 本会則は昭和39年11月4日から施行する。

昭和51年4月27日一部改正

平成18年4月20日一部改正